

こ 成 保 第 104 号
7 文科初第 2253 号
令和 8 年 2 月 13 日

各
〔
都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長
都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長
附 属 幼 稚 園 又 は 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園
を 置 く 国 立 大 学 法 人 学 長
〕
殿

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長
(公 印 省 略)

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長
(公 印 省 略)

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令について

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 3 号。以下「整備等府令」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和 8 年内閣府・文部科学省令第 1 号。以下「改正命令」という。）については、本日公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。

その趣旨及び内容は下記のとおりであるため、十分御了知の上、各都道府県知事等におかれては、貴管内市区町村、関係者、関係団体等に対して、各都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会・中核市教育委員会を除く。）に対して、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第1 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、改正法による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を廃止し、満三歳以上限定小規模保育事業（改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第6条の3第10項第3号に掲げる事業をいう。以下同じ。）を創設することに伴う所要の規定の整備等を行うものとする。

第2 整備等府令の主な内容

1 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の一部改正

ア 満三歳以上限定小規模保育事業に関する新児童福祉法第34条の15第5項第3号の内閣府令で定める場合について、改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「新子ども・子育て支援法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（市町村子ども・子育て支援事業計画（新子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）に基づき整備しようとするものを含み、新児童福祉法第34条の15第2項の認可の申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下「申請満三歳以上限定小規模保育事業開始年度」という。）に係るものに限る。）及び新子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業所（市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき整備しようとするものを含み、申請満三歳以上限定小規模保育事業開始年度に係るものに限る。）に係る利用定員（新子ども・子育て支援法第19条第2号に該当する小学校就学前子どもに係るものに限る。）の総数が、当該申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業の所在地を含む教育・保育提供区域について新子ども・子育て支援法第61条第2項（第1号イに係る部分に限る。）の規定により定められた必要利用定員総数と同項（第1号ロに係る部分に限る。）の規定により定められた必要利用定員総数とを加えた数（申請満三歳以上限定小規模保育事業開始年度に係るものであって、新子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達している場合又は当該申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業の開始によってこれを超えることになることを認める場合とすること。

イ その他所要の改正を行うこと。

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正

ア 特定地域型保育事業（満三歳以上限定小規模保育事業に限る。）の利用定員は、6人以上19人以下とし、特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業を行う者（以下「満三歳以上限定小規模保育事業者」という。）に限る。以下同じ。）は、満

三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、新子ども・子育て支援法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

イ 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る新子ども・子育て支援法 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、新子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

ウ その他所要の改正を行うこと。

3 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）の一部改正

ア 教育・保育給付認定保護者は、新子ども・子育て支援法第 29 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項第 1 号に規定する満三歳以上限定保育認定地域型保育を受けるに当たっては、特定地域型保育事業者から求めがあった場合には、当該特定地域型保育事業者に対して支給認定証を提示しなければならないこととする。ただし、教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は、この限りでないこととする。

イ 特定地域型保育事業者が新子ども・子育て支援法第 58 条第 1 項に基づく報告を行わなければならない事項として、満 3 歳以上の児童に対する集団保育の提供のための配慮を位置づけること。

ウ その他所要の改正を行うこと。

4 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「設備運営基準」という。）の一部改正

ア 満三歳以上限定小規模保育事業者については、設備運営基準第 6 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないこととする。

イ 満三歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準については、設備運営基準第 28 条第 1 項に規定する小規模保育事業事業所 A 型の設備及び職員の基準（満 3 歳以上の幼児に係る部分に限る。）と同様とすること。

ウ 満三歳以上限定小規模保育事業者については、設備運営基準附則第 3 条の連携施設に関する経過措置の対象外とすること。

エ その他所要の改正を行うこと。

5 その他

その他所要の改正を行うこと。

第 3 改正命令の主な内容

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号）第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる

場合及び第 22 条第 1 項第 2 号について、国家戦略特別区域小規模保育事業の廃止及び満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う所要の改正を行うこと。

2 その他所要の改正を行うとともに、所要の経過措置を設けること。

第 4 満三歳以上限定小規模保育事業を行うに当たっての留意事項

1 連携施設の確保について

改正法による改正前の児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う者については、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、設備運営基準第 6 条第 1 項本文の規定にかかわらず、設備運営基準の施行の日から起算して 15 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができることとする経過措置が設けられているところである。

満三歳以上限定小規模保育事業については、今般新設される事業であることに加え、満 3 歳以上のこどもを対象とする小規模な事業であることを踏まえ、連携施設による支援がより一層重要であることから、第 2 の 4 のウのとおり、当該経過措置の対象とはしないこととしており、連携施設の確実な確保をお願いしたいこと。

なお、連携施設に関する取扱いについては、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）」（平成 26 年 9 月 5 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を踏まえて対応するのみならず、

- ・ 設備運営基準第 6 条第 1 項第 1 号に規定する保育内容支援については、満三歳以上限定小規模保育事業が小規模な事業であることを踏まえ、合同保育の実施により集団保育の機会を確保すること
- ・ 満三歳以上限定小規模保育事業については、整備等府令による改正後の設備運営基準第 29 条の規定による職員の基準を踏まえると、配置される同条第 1 項に規定する保育士の数が少数となることから、質の高い保育を常に提供できるよう、保育の提供体制の確保について連携施設による必要な支援が求められること

等に留意すること。

第 2 の 3 のイの「満 3 歳以上の児童に対する集団保育の提供のための配慮」については、連携施設の確保を通じた合同保育の実施その他の質の高い保育を提供するための配慮をいうこと。

各市町村においては、満三歳以上限定小規模保育事業者に対する指導監督の際、これらの配慮が適切に行われているかについて特段の配慮を行うこと。

2 保育の内容について

小規模保育事業における保育については、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に準じて行われなければならないとされているところ、満三歳以上限定小規模保育事業を行うに当たっては、「指導計画の作成」において、「3 歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること」としているほか、「3 歳以上児の保育に関するねらい及び内容」の「基本的事項」として、「こ

の時期においては、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになる。理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まってくる。仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになる。これらの発達の特徴を踏まえて、この時期の保育においては、個の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしなければならない。」としていることを踏まえ、保育実践の在り方について、適切に配慮を行っていただきたいこと。

以上

(参考)

- 児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和 7 年 4 月 3 日衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会）（抄）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一～七 （略）

八 小規模保育事業において、一人一人のこどもの命と安全が守られ、特性に応じた発達が保障できる保育の質を確保するために不断の努力を行うこと。

九 三歳以上児を対象とする小規模保育事業において、集団生活の重要性に留意しつつ、集団としての遊びや活動を通じて人と関わる力を育てていくために必要な保育の在り方を示すこと。

十 三歳以上児を対象とする小規模保育事業については、地域の実情を十分に踏まえ、その必要性が認められる場合において、適切に実施されるよう努めること。その際には、こどもの成長発達や安全性に十分配慮するとともに、必要に応じて専門的知見を有する人材の配置や、戸外活動の環境確保など、保育士の質の向上に取り組むこと。

十一～十七 （略）

- 児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和 7 年 4 月 17 日参議院内閣委員会）（抄）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一～八 （略）

九 小規模保育事業において、一人一人のこどもの命と安全が守られ、特性に応じた発達が保障できる保育の質を確保するために必要な措置を不断に検討、実施すること。

十 三歳以上児を対象とする小規模保育事業において、集団生活の重要性に留意しつつ、集団としての遊びや活動を通して人と関わる力を育てていくために必要な保育の在り方を示すこと。

十一 三歳以上児を対象とする小規模保育事業については、地域の実情を十分に踏まえ、その必要性が認められる場合において、適切に実施されるように取り組むこと。その際には、こどもの成長発達や安全性に十分配慮するとともに、必要に応じて専門的知見を有する人材の配置や、戸外活動の環境確保など、保育の質の向上のために必要な措置を講ずること。

十二～十七 （略）

右決議する。